



鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



第60号

令和3年7月

せき板を設置し、田んぼダムに取り組んでいます!!

【桜谷農地水環境保全会】（鳥取市）

○組織の概要

本組織は、鳥取市の郊外に位置し(JR 鳥取駅の南東)、市街化調整区域に挟まれた水田農業地域です。本組織は、混住化の進む中で、地域の大切な農村環境を維持することを目的に、平成22年から活動を始めました。現在、水田 9.9ha、畑 0.1ha、水路 3.0km、農道 1.1km の維持・保全活動を行っています。(農地維持・資源向上(共同) 令和元年度再認定)

○主な取り組み

・田んぼ貯留機能の向上

認定農用地(水田)の用水は旧国府町の袋川から取水しており、大路川へ排水されています。本組織を含む大路川水系の下流域は、数年に一度は大雨により冠水被害が発生しており、最近では、平成29年9月の台風により、近くの県道まで冠水しました。

このような大雨による影響を軽減するため、平成26年に県及び市から、大路川水系の貯留機能向上のために取り組んでほしいとの要請を受け、排水板を設置しています。

また、本年度、協議会からのモデル地区として採択され、新たにせき板62枚を設置し、「田んぼダム」という流域治水に、組織として積極的に取り組んでいます。

・コスモス植栽による景観形成

農村環境保全に係る組織活動は、農業者だけでなく、地域の幅広い層から参画するように働きかけ、自然豊かな農村環境やコスモスの植栽による潤い豊かな景観形成に努めています。



せき板 (活動組織作成)



モデル地区として設置

○活動組織の声(代表 谷口博繁氏)

地区外の農地所有者や耕作者が入り組んでおり、また、農業者の高齢化・減少や後継者不足の中で組織活動を進めているが、こうした方々との情報交換・調整に苦慮しているところであり、今後、農地維持活動を継続していく上で大きな課題となっています。

流域治水については、桜谷だけでは解決できないことであり、大路川水系全域で取り組んでいかなければならないので、防災・減災の観点から協力していきたいです。

また、本地区は住宅地と中学校に隣接した地域であることから、農道は地域住民の散策道であり、中学校の体育・部活動のランニングコースにもなっています。

いつまでも、桜谷の豊かな田園環境を維持していきたいです。

ご存知ですか？

- Q. 資源向上支払交付金（長寿命化）で、認定農用地エリアの水路、農道の補修・更新を行ってきました。認定期間は5年間ですが、補修・更新する施設もなくなりました。①5年以内で活動終了できますか。②他の活動組織は、上記の場合どのような取り組みをされていますか。
- A. ①活動計画認定時は、5年間の計画を立案して頂くことになっていますが、外注、直営での補修・更新が予定より早く進んだ場合、おおむね3年以上の活動であれば、活動終了することも可能です。但し、認定時においては、必ず5年間の計画を立案して頂くことが必須です。又、長寿命化は、以内申請が認められています。以内申請とは、想定する工事費が交付上限額より小さくなる場合、想定する工事費で申請することです。具体的には当該年度の工事見積を業者から徴収したら、80万円であった。その他の費用を含めても100万円で当該年度の計画が達成できるのであれば、交付金満額130万円で交付申請するのではなく、100万円の交付申請をするということです。もちろん、持越金も認められていますが、次年度以降の計画を考慮して頂ければよろしいかと思ます。
- ②資源向上支払交付金（長寿命化）の県基本方針では、「農用地に係る対象活動（対象活動（集落）が管理する水路・農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の対象活動とすることができるもの。）」として、活動組織の合意（総会での議決）により、実施できます。実施できる内容は暗渠排水の補修・更新等、給水施設の補修・更新、進入施設の補修・更新、鳥獣害対策施設の補修、客土等、固定式散水施設の補修・更新です。
- Q. 資源向上支払交付金（長寿命化）（以下、「長寿命化」）で補修・更新する施設が予定よりも早く完了したので、事業計画書を変更し、長寿命化の活動を終了しました。しかしながら、新たに補修・更新したい施設が出てきたため、再び活動期間中（又は再認定）で長寿命化に取り組むことはできますか。
- A. 可能です。但し、農地維持支払交付金や資源向上支払交付金（共同）で毎年実施している施設の点検や機能診断及び年度計画の策定で認定農用地エリアの施設をしっかりと点検・把握していただき、事業計画書（5年）に反映し、長寿命化の活動を実施してください。

個別相談会の実施について

協議会では、毎年度、活動組織に出向いて個別相談会を実施しています。本年度も以下の活動組織を訪問させて頂く予定にしています。なお、時期等については、市町村担当者を通じて連絡させて頂きますので、よろしくお願ひします。

- ・令和3年度認定期間終了をむかえる活動組織。
- ・令和2年度の実績報告において、持越額が多額な活動組織。

新型コロナウイルス対策

- ①参加者の検温②使用する機械やヘルメット等の消毒③発熱がある者への対応と連絡体制の事前整備
④手指の消毒とマスクの着用⑤作業間隔を広く取る等の工夫をするなど、感染防止に努めましょう！

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願ひします。

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課	0857-26-7334
	鳥取県東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
	水土里ネットとっとり（協議会事務局）	0857-38-9500
中 部	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665
	水土里ネットとっとり米子事務所	0859-32-9710



高めよう

地域協働の力！